

社会福祉法人柏涛会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年 4月 1日～ 令和9年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児休業等の制度についての職員向けのパンフレットを作成し、職員および管理職に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和4年 4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和4年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全職員への周知

目標2：有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和4年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和4年 6月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に年1回行う
- 令和4年 8月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和4年10月～ 社内報などでキャンペーンを行う